

しゅうろうけいぞくしえんBがたじゅうようじこうせつめいしよ
就 労 継 続 支 援 B 型 重 要 事 項 説 明 書

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号平成18年9月29日）」第9条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

1. 就 労 継 続 支 援 B 型 サービス を 提 供 す る 事 業 者 に つ い て

事業者名称	特定非営利活動法人 ふれあいぽっぽ
代表者氏名	理事長 大谷 知子
本社所在地 (連絡先)	大阪府茨木市上穂積二丁目1-10 (電話番号：072-627-8903・FAX番号：072-627-8923)
設立年月日	平成24年4月1日

2. ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ちいきひろばサン
サービスの主たる 対象者	精神障がい者（18歳未満の者を除く） 知的障がい者（18歳未満の者を除く）
大阪府指定事業所 番号	就 労 継 続 支 援 B 型 2714201247号 (平成24年4月1日指定)
事業所所在地	大阪府茨木市春日1丁目8-24
連絡先 相談担当者名	電話番号：072-626-3813 FAX 番号：072-626-3823 担当者：片山 潤
事業所の通常の 事業実施地域	茨木市の全域
事業所が行なう他 の指定障がい福祉 サービス	就 労 継 続 支 援 B 型

(2) 事業の目的および運営方針

<p>事業の目的</p>	<p>指定障害福祉サービス事業の就労継続支援B型の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、就労継続支援B型の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な就労継続支援B型の提供を確保することを目的とする。</p>
<p>運営方針</p>	<p>利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。</p>

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

<p>営業日</p>	<p>月曜日から金曜日までとする ただし国民の祝日、8月13日から8月15日、12月30日から1月3日までを除く</p>
<p>営業時間</p>	<p>午前8時30分から午後5時30分</p>

(4) サービス提供可能な日と時間帯

<p>サービス提供日</p>	<p>月曜日から金曜日までとする ただし国民の祝日、8月13日から8月15日、12月30日から1月3日までを除く</p>
<p>サービス提供時間</p>	<p>午前9時から午後5時</p>

※バザー等のイベントを開催するときは、休日でも来所してもらう場合があります。

3. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

<p>建物の</p>	<p>構造</p>	<p>鉄骨造</p>
	<p>敷地面積</p>	<p>m²</p>
	<p>延べ床面積</p>	<p>339.49 m² (建物全体)</p>

(2) 主な設備

設備	部屋数	面積	備考
訓練・作業室	1室	35.100 m ²	
機械室	1室	m ²	
多目的室	1室	6.000 m ²	共用
相談室	1室	6.163 m ²	共用
事務室	1室	6.163 m ²	共用
脱衣室	1室	m ²	
洗面設備	2箇所	m ²	共用
トイレ	2箇所	5.300 m ²	
浴室	1箇所	m ²	
倉庫 (納戸)	1室	m ²	

4. 事業所の職員体制

事業所の管理者	伊藤 順子
---------	-------

職種	職務内容	人員数
サービス管理責任者	<p>1. 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者で自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。</p> <p>2. アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定就労継続支援B型以外の保険医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定就労継続支援B型の目標及びその達成時期、指定就労継続支援B型を提供する上での留意事項等を記載した就労継続支援B型計画の原案を作成します。</p> <p>3. 就労継続支援B型計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した就労継続支援B型計画を記載した書面(以下「就労継続支援B型計画書」という。)を利用者に交付します。</p> <p>4. 就労継続支援B型計画作成後、就労継続支援B型計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)をおこなうとともに、少なくとも6月に1回以上、就労継続支援B型計画の見直しを行い、必要に応じて就労継続支援B型計画を変更します。</p> <p>5. 利用申込者の利用に際し、指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握します。</p> <p>6. 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行います。</p> <p>7. 他の従業者に対する技術指導及び助言を行います。</p>	常勤 1人
指導員	<p>利用者の適性に合わせた就労に必要な知識の習得の支援や技術の指導を行います。</p>	常勤 1人 非常勤 2人
支援員	<p>利用者の日常生活や社会生活上の相談や支援を行います。</p>	常勤 0人 非常勤 1人

5. 提供するサービスの内容及料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容について

① 訓練等給付費対象サービス内容

サービス区分と種類	サービスの内容
就労継続支援B型計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた手順書を作成し、この手順書を元に就労継続支援B型計画を作成します。
身体等の介護	食事や排泄等の介護を行います。
訓練	一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的に行います。
生産活動	生産活動の機会を提供します。 〈工賃の支払〉 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。
実習及び求職活動等の支援	公共職業安定所、障害者就労、生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら職場実習の実施や、求職活動の支援の実施、職場定着の為に支援を行います。
生活相談	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェック等の見守りや服薬確認その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
訪問支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、5日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を行います。
送迎サービス	利用者の希望により、自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

② 訓練等給付費対象外サービス内容

サービス区分と種類	サービスの内容	金額
食事の提供	食事を提供します。	1食 570円
送迎サービス	自動車による送迎を行います。	
生産活動	生産活動を行う上でかかる費用のうち、負担して頂くことが適当であるものに係る費用をいただきます。	じっぴ実費

<p>日常生活上必要となる諸経費</p>	<p>利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関わる費用をいただきます。</p> <p>① 日用品費 ②保健衛生費 ③教養娯楽費</p>	<p>じっぴ実費</p>
<p>社会生活上の便宜の供与等</p>	<p>日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、利用者または家族が行うことが困難な場合、利用者の同意を得て代行します。</p>	<p>じっぴ実費</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供記録等の複写代 証明書諸書類の発行代 その他 	<p>じっぴ実費</p>

(2) 提供するサービスの料金とその利用者負担額について

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。利用者の方には、所得区分ごとの負担上限額に応じて、原則として利用料の1割を利用者負担額として負担していただくこととなります。

※世帯の所得に応じて4区分の月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

(負担上限月額等一覧)

区分	負担上限額	世帯の収入状況
生活保護	0円	生活保護受給世帯
低所得1	0円	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下の方
低所得2	0円	上記「低所得1」以外の市町村民税非課税
一般	37200円	市町村民税課税

※ また、指定就労継続支援B型を利用する場合、経過措置として、資産が一定以下であれば、月額負担上限額の軽減の対象となります。

「障がい者」の利用者負担上限月額

区分	低所得1	低所得2	一般
			市町村民税所得割16万未満
軽減措置後負担上限月額	0円	0円	9,300円

上限負担月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

* 利用料金の目安は、次表のとおりです。

内 容	りょうりょう 利用料	りょうしゃ 利用者 ふたんがく 負担額		
サービス利用料金	6,236円	624円 (1日あたり)		
初期加算	317円	32円 (1日あたり)	利用者が、指定就労継続支援B型の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について加算します。	
訪問支援特別加算	1時間未満	1,976円	198円 (1回あたり)	
	1時間以上	2,959円	296円 (1回あたり)	
重度者支援体制加算	円	円 (1日あたり)	①の訪問支援を行った場合に加算します。	
加算	欠席時対応加算	993円	100円 (1回あたり)	指定就労継続支援B型の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合に、利用者または家族への連絡調整を行い、引続き指定就労継続支援B型の利用を促す等の相談援助等を行った場合に加算します。
	食事提供体制加算	317円	32円 (1日あたり)	
	この他にも目標工賃達成指導員配置加算、福祉専門職員配置等加算などがあります。	円	円 (1日あたり)	

※利用者の依頼により、利用者及びその世帯としての上 限額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合（利用者負担額が上限額を超えた場合（利用者負担額上限額管理結果票の利用者負担上限額管理結果欄が「3」の場合）に限る）は、以下の料金が加算されます。

内 容	りょうりょう 利用料	りょうしゃ 利用者 ふたんがく 負担額	
利用者負担上限額管理加算	1,585円	159円	つき 1月あたり

6. その他の費用について

キャンセル料	サービスの利用をキャンセルする場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記キャンセル料を請求させていただきます。	
	利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
	利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	利用者負担相当額
※ただし、利用者の病変、急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		

7. 利用料、その他の費用の請求および支払い方法について

利用者負担額について	<p>利用者負担額は、世帯ごとの所得区分に応じて月額の上限額が定められており、上限額を超えた部分については事業者が訓練等給付費として市町村に請求することとなっています。</p> <p>複数のサービスを利用した場合は、いずれかの事業者が上限額管理を行うことにより、サービスごとの利用者負担額を確定します。</p>
上限額管理について	<p>就労継続支援B型における利用者負担上限額管理とは、複数の事業者によるサービスを利用する利用者等について、利用者負担の額が利用者及びその世帯ごとの負担上限額を超えることがないよう事業者ごとの徴収額の管理を行なうことです。</p> <p>対象者は市町村で認定され、受給者証にその旨を記載して「利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書」が交付されます。</p> <p>利用者の希望により、当事業所を利用者負担上限額管理者に選任される場合、サービス開始までにお申し出ください。その際、「利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書」を提出してください。事業者が必要事項を記載してお返ししますので、「受給者証」とともに市町村に届け出てください。(受給者証に上限額管理者名が記載されます。)</p> <p>利用者等が上限額管理を行う事業者を選ばなかった場合、上限を超えた利用者負担額は、利用者等が直接市町村に償還給付の申請を行うことにより給付を受けることとなります。</p> <p>また、例えば、利用者がグループホームに入居されている場合は、グループホームが上限額管理を行うことになるなど複数のサービスを利用している場合には優先順位が決められていますので、ご注意ください。</p>

利用者負担額 その他の費用 の支払い方法 について	<p>利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月10日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア) 現金支払い</p> <p>(イ) 事業者指定口座への振り込み</p> <p style="text-align: center;">※銀行名支店名 りそな銀行 茨木西支店</p> <p style="text-align: center;">普通 口座番号 0132143</p> <p style="text-align: center;">名義人 特定非営利活動法人 ふれあいぼっぼ</p> <p>お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。</p> <p>また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。</p>
------------------------------------	--

※利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から3ヶ月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いただくことがあります。

8. サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 就労継続支援B型計画の作成

確認した支給内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「就労継続支援B型計画」を作成します。作成した「就労継続支援B型計画」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いいたします。サービスの提供は「就労継続支援B型計画」に基づいて行ないます。実施に関する指示や命令はすべて事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者等の来所時の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

(3) 就労継続支援B型計画の変更等

「就労継続支援B型計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成17年10月20日障発第1020001号厚生労働省社会援護局障害保健福祉部長通知）に準じた取扱いをするとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	伊藤 順子
-------------	-------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

10. 秘密の保持と個人情報保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ・また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ・事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
<p>② 個人情報の保護について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。 ・事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ・事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

1.1. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

1.2. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する就労継続支援B型の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する就労継続支援B型の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村	市町村名	茨木市役所
	担当部・課名	福祉部・障害福祉課
	電話番号	072-620-1636

- 本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。
 - 保険会社名 日本興亜損害保険株式会社
 - 保険名 総合賠償責任保険
 - 保障の概要 施設・業務遂行リスク

1.3. 心身の状況の把握

指定就労継続支援B型の提供に当たっては利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1.4. 連絡調整に対する協力

就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型の利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

1.5. 他の指定障がい福祉サービス事業者等との連携

指定就労継続支援B型の提供に当たり、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

1.6. サービス提供の記録

①指定就労継続支援B型の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容その他必要な事項指定就労継続支援B型の実施ごとに記録します。

②これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

17. 苦情解決の体制及び手順

- (ア) 提供した指定就労継続支援B型に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
- (イ) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
- ① 苦情又は相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう、必要に応じ、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行います。
 - ② 相談担当者は、把握した状況をサービス提供責任者とともに検討を行い、対応を決定します。
 - ③ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します。)

<p>事業者の窓口</p>	<p>所在地 大阪府茨木市春日1丁目8-24 電話番号 072-626-3813 FAX 072-626-3823 受付時間 午前9時から午後5時</p>
<p>市町村の窓口</p>	<p>所在地 茨木市駅前三丁目8番13号 健康福祉部・障害福祉課 電話番号 072-620-1636 受付時間 月曜日～金曜日 午前9時00分～午後5時00分 (祝日・12月29日～翌年1月3日を除く)</p>
<p>公的団体の窓口</p> <p>大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会 「福祉サービス苦情解決委員会」</p>	<p>所在地 大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館2階 電話番号 06-6191-3130 FAX 06-6191-5660 受付時間 月～金曜日(祝日を除く) 午前10時～午後4時</p>

18. 第三者評価の実施状況

<p>実施している</p>	<p>実施していない</p>
<p>【実施日： 年 月 日】</p> <p>【結果開示状況：</p>	<p>【評価機関名：</p>

19. サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

20. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号平成18年9月29日）」第9条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	おおさかふいばらきしかみほづみにちようめー 大阪府茨木市上穂積二丁目1-10	
	法人名	とくていひえいりかつどうほうじん 特定非営利活動法人ふれあいぽっぽ	
	代表者名	りじちよう 理事長	おおたに ともこ 大谷 知子
	事業所名	ちいきひろばサン	
	説明者氏名	かんりしや 管理者	いとう じゅんこ 伊藤 順子

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

だいにん 代理人	住所	
	氏名	印